

# 平成27年度 京都市立朱雀第六小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

### (1) 目的

「いじめ」は、子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、受けたいじめ被害は、その後の社会への適応障害につながる大きな要素になるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、深刻な人権問題である。

学校の中では、「見逃さない観察」「手遅れの無い対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるということ認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 朱雀第六小学校 いじめ対策委員会

#### イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 主幹教諭（教務主任） 生徒指導主任 生徒指導委員会  
養護教諭（教育相談主任） スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー

#### ウ 開催時期

定例委員会 毎月生徒指導委員会後に開催する  
（緊急対応の場合は、この限りでない）

#### エ 委員会として取り組む内容

・基本方針に基づく取組や行動計画の確認

- ・未然防止対策，早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有化
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対策の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関，専門機関との連携対応  
(会議の回数・実施時期については，後述の「年間計画」に記載)

## (2) 教職員の資質向上 (校内研修)

### ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ，全教職員に対し，未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し，校内研修等の充実を図る。

### イ 研修の時期・内容等

- ・4月，8月，12月，3月に行う生徒指導研修会に実施する。
- ・内容は，「朱雀第六小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」を行う。

## 3 基本的施策

### (1) 学校におけるいじめの未然防止

#### ア 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し，全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め，全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

#### イ 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため，教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・授業参観日で，全校の取組として「いじめは絶対に許さない」ことや「命の大切さ」を題材とした「道徳」の授業を実施し，保護者に理解や協力を求める。

#### ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者や地域の方との協働体験を行い，道徳的価値の深まりを図る。

#### エ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り，集団の一員としての自覚を深め，自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権月間の際，「いじめ問題」を取り上げ，人権標語・スローガンを作成する。
- ・異年齢集団の交流を進め，望ましい人間関係の育成を図る。

#### オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・図書館に「いじめ問題」をはじめ，人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・「学校だより」や「学級だより」等に，いじめや命に関わる「コラム」を載せる。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童にも知らせ，学級で話し合わせる。

#### カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「朱雀第六小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し，いじめの防止や解消に，保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ，理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

#### キ その他

- ・学校評価アンケートを定期的実施し，結果を分析し成果と課題を周知する。
- ・PDCAサイクルでの見直しも行う。

### (2) いじめの早期発見のための措置

#### ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は，日常的に問題行動の情報収集に努め，いじめに関わる情報については，些細なことや疑いも含め，「いじめ対策委員会」での情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は，生徒指導部会の教員を通して全教職員で共有する。
- ・重大事案については，「いじめ対策委員会」を緊急に開き，対応等を検討のち，全教職員で情報を共有する。

#### イ 児童生徒に対する定期的な調査

##### ① アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月，無記名アンケートを12月に実施。なお，4～6年生については，クラスマネージメントシートを活用する。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）において，「いじめ」の項目を入れ実態の把握に努める。

##### ② 教育相談の実施

- ・7月と12月に，「教育相談週間」を設定し，相談活動を積極的に行う。その際，各担任は必ずアンケートの結果を把握し，児童の観察に努める。

#### ウ ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導，地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を，他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う行内研修を行い，いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

### 4 いじめが起こったときの措置

#### (1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは，速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し，今後の対応等について検討する。その際，「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ，いじめの有無について，被害児童の支援や加害児童への指導，周りの児童の状況把握，教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携，保護者への連絡や対応等について努めるとともに，解消・改善及び再発防止に向けた取り組みを進める。

#### (2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は，速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に，いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援，加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに，京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては，警察にも連絡を入れる。

#### (3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・誹謗中傷の発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は，速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ネット上での関わりを持った児童を把握する。
- ・被害児童への支援，加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに，京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては，警察にも連絡を入れる。
- ・ネットパトロール等（ピットクルー）で京都市教育委員会から得た情報の緊急性によって上記のような対応をとる。事案によっては，観察指導を行う。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及び保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態として取り扱う案件は、

- ①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。  
が、主なものである。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態があったものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、

- ① 事実関係を明確にする調査。
- ② 必要に応じた適切な保護者への情報提供。
- ③ 京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ④ 調査結果を踏まえた適切な処置。
- ⑤ 同種の事態発生を防止に向けた取組の推進 等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体となった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 関係機関との連携

### ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・朱雀第六小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「朱雀第六小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。

### イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・平素からスクールカウンセラー・スクールサポーター（京都府警察）・所轄の警察署との連携を密にしておく。

### ウ 非行防止教室の実施

- ・スクールサポーター（京都府警察）と連携をし、『「いじめ」は犯罪』と厳しい姿勢で、学年に応じた授業を随時行う。

## 7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	アンケートの実施や 教育相談週間等	保護者への啓発等
4	職員会議「学校いじめ防止基本方針」共通理解 ①いじめ対策委員会	道徳 6年修学旅行		入学式での保護者説明 授業参観・懇談会 家庭訪問
5	学級経営方針 ②いじめ対策委員会	道徳 朝会・児童集会 6年モノづくり工房学習 たてわり遠足		家庭訪問
6	③いじめ対策委員会	道徳 朝会・児童集会 4年みさきの家 非行防止教室（全学年）	第1回いじめに関するアンケート実施	
7	④いじめ対策委員会	道徳 5年 studentcity 学習 朝会・児童集会	第1回クラスマネージメント 学校評価	個人懇談会 学校評価
8	いじめに特化した研修会	道徳 朝会・児童集会 5年長期宿泊学習		人権授業参観・啓発懇談会
9	⑤いじめ対策委員会	道徳 朝会・児童集会 運動会	教育相談週間	休日参観 学校評価
10	⑥いじめ対策委員会	道徳 朝会・児童集会 5年長期宿泊学習		授業参観・懇談会
11	⑦いじめ対策委員会	道徳 朝会・児童集会 学芸会	第2回いじめに関するアンケート	
12	⑧いじめ対策委員会	道徳 朝会・児童集会 1年球根植え・昔遊び		授業参観 個人懇談会
1	⑨いじめ対策委員会	道徳 朝会・児童集会	教育相談週間	
2	⑩いじめ対策委員会	道徳 朝会・児童集会	第2回クラスマネージメント 学校評価	授業参観・懇談会 新入生入学説明会 学校評価
3	⑪いじめ対策委員会（2回）	道徳 朝会・児童集会		